

4月から成年年齢が18歳に引き下げ 消費者トラブルに注意!

4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。これにより、18歳、19歳の若者は親の同意が無くても一人で高額の商品を購入するといった契約ができる一方、未成年者であることを理由に契約を取り消すことができなくなります。社会経験が浅い若者は、悪質業者のターゲットになりやすく、消費者被害の拡大が懸念されることから、これまで以上に若者への消費者教育が求められています。成年年齢の引き下げで変わることなど紹介します。

18歳になったらできること

- 親の同意が無くても契約できます。
 - ・携帯電話の契約
 - ・ローンを組む
 - ・クレジットカードを作る
 - ・一人暮らしの部屋を借りる など
- 10年有効のパスポートを取得できます。
- 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取ることができます。
- 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女ともに18歳になります。
- 性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられます。

20歳にならないとできないこと

- 飲酒
- 喫煙
- 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う
- 養子を迎える
- 大型・中型自動車運転免許の取得



連絡先

◎困ったときは、まず、相談を!

- ・長万部町役場産業振興課 ☎2-2455
- ・北海道立消費生活センター 相談専用電話 050-7505-0999 (平日9:00~16:30)
- ・消費者ホットライン(局番なし) 188 (函館消費者センターまたは国民生活センターへ繋がります)



こんにちは

八雲警察署です



特殊詐欺に注意

(1) 還付金詐欺

2月下旬から、役場等を騙って、「保険料の還付金があります」「ATMで手続きして下さい」などという不審な電話がかかってきたという相談がありましたが、こういう電話は還付金詐欺の電話です。すぐに家族や警察に相談して下さい。

※役場等から「ATMを操作して下さい。」という電話がかかってくることはありません。

(2) 「当選金」詐欺

函館方面管内において、スマートフォンに「〇億円当選しました」という内容のメールが届き、そのメールへ返信したところ、当選金の受取りに必要な手数料を電子マネーで支払うように指示され、購入した電子マネーの金額分を騙し取られてしまう特殊詐欺事件が複数件発生しています。

※電話やメールで電子マネーを購入するよう指示された場合は、詐欺を疑って下さい。一人で判断することなく、必ず家族や警察に相談しましょう。

求人募集!

(有料広告)

有限会社 ヤマタ菊田水産

- 作業内容 松前漬 焼売 製造ほか
- 勤務時間 8:00~17:00(休憩あり) ※お子様のいる方要相談
- 賃金 @900円~
- ◆連絡先◆ ☎01377-2-3624 担当 木幡

